

令和2年7月13日

保護者 各位

上市町教育委員会

異例の生活によるストレスから起きる子どもへの虐待について（第34報）

およそ3ヶ月に及んだ臨時休業中は、子どもたちが自宅でご家族とともに過ごす時間が増え、親も子も心理的な負担を感じるが多くなり、なかには、つい子どもに当たってしまったとの相談や通報も寄せられたとの報告も聞こえてきました。

また、厚生労働省からは、今年1月から4月までの間、児童相談所が児童虐待として対応した件数が増加しているとの発表もありました。

6月に入り学校が再開して、1ヶ月余り経過した中で、在宅の期間が長かったことの影響から、家庭内でストレスが溜まり、そのことが子どもたちへの虐待につながることを懸念されるところです。

虐待は、一人ひとりの子どもの身体的、そして何よりも精神的に大きな傷を心に残し、成長段階の子どもたちに大きな影を落とすこととなります。絶対にあってはならないことです。

虐待には、子どもの前での夫婦間でのDVや、子どもに対し大きな声で叱責すること、身体的な強制をすること、適切な食事を与えないこと、睡眠や入浴をさせないこと、汚れたままの服装でいることを放置すること、体罰を振るうことなどが考えられます。

一旦、虐待があると、子どもたちには、微妙な変化が現れます。学校では、毎日の子どもたちの様子を観察するとともに、何か変化が感じられた場合は、その思いを聞きながら、向き合って参りますので、いろいろお気づきのことや、ご心配なことがありましたら、学校へご相談ください。